

# 福井市子ども会育成連合会

## 《規約》

○福井市子ども会育成連合会規約（P1～P5）

## ＜規程・内規・要綱＞

○福井市子ども会育成連合会副会長代理規程（P6）

○福井市子ども会育成連合会役員選考規程（P7）

○福井市子ども会育成連合会表彰規程（P8～P9）

○福井市子ども会育成連合会理事推薦規程（P10）

○福井市子ども会育成連合会慶弔内規（P11）

○ブロック区割表（P12）

○福井市子ども会育成連合会育成指導者対策費交付要綱（P13）

・育成指導者地区研修費交付申請書（P14）

・育成指導者地区研修終了報告書（P15）

# 福井市子ども会育成連合会規約

正 本

(名称)

## 第1条

本会は、福井市子ども会育成連合会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

## 第2条

本会は、福井市の各地区子ども会育成会等（以下「地区育成会」という。）相互の連絡協調をはかるとともに、子どもたちの健全な育成に努め、健康で明るい社会の実現をはかるとを目的とする。

2 本会が対象とする子どもとは就学前 3 年の幼児から高等学校卒業時までの年齢とする。

(事業)

## 第3条

本会は、前条の目的を達成するために、下記各号の事業を行う。

- (1) 地区育成会活動の連絡協調
- (2) 子どもたちの余暇善用に関する活動の推進
- (3) 子どもたちの健全育成に関する調査研究
- (4) 単位子ども会の育成に関する指導および研究
- (5) 青少年育成関係団体との連絡協調
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

## 第4条

本会は、地区育成会会長ならびに、その会長が推薦するもので構成し、5つのブロックによる地区育成会をもって組織する。

(役員)

## 第5条

本会に、下記各号に規定する役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 7名以内
- (3) 部 会 長 4名
- (4) 副部会長 8名以内
- (5) ブロック長 5名
- (6) 広報室長 1名
- (7) 常任理事 36名以内（但し、この内には会長、副会長、部会長、広報室長、ブロック長、副部会長を含む）
- (8) 監 事 2名

(理事)

#### 第6条

本会の理事は、地区育成会会長、ならびにその会長が推薦するものをもって充てる。

(以下「理事」という。)

2 理事は、理事会を組織するとともに、本会の目的を達成するため、各事業の企画運営にあたる。

(役員を選出)

#### 第7条

本会を構成する役員は、理事の中から総会において選出する。

2 選出の方法は、別に定める。

(役員の任期)

#### 第8条

役員は、2年とし再任を妨げない。(ただし、ブロック長の任期は1年とする)  
役員に欠員が生じた場合において選出する後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員は任務)

#### 第9条

役員は、下記各号のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の代表で会務を総理する。
- (2) 副会長は本会の部会・広報室及び(一社)福井県子ども会育成連合会等を各々担当するとともに、会長を補佐し本会活動の推進に努め、会長に事故あるときは、会長が予め定めた順序でその任務を代行する。
- (3) 常任理事は、常任理事会において、理事会及び会長から付託された会務を処理する。
- (4) 部会長は、各部会を統括し部会の議長となる。部会長に事故あるときは副部会長がこれを代行する。
- (5) 広報室長は、広報誌の編集・発行、本会のホームページの管理、その他、本会の認知度向上および、目的達成のための広報活動全般を担当する。
- (6) ブロック長は、地域に即した会務を処理するとともに、地区と本会相互の連絡調整をはかる。
- (7) 監事は予算執行状況の監査にあたる。

(顧問・参与・専門委員)

#### 第10条

本会に常任理事会の推薦に基づき、顧問・参与および専門委員を置くことができる。

2 顧問・参与および専門委員は会長が委嘱する。

3 参与には、(一社)福井県子ども会育成連合会等との連携強化を図る担当を、また、専門委員には、青少年リーダー等の養成を行う担当をそれぞれ置くことができる。

(会議)

#### 第 11 条

本会の会議は、下記各号のとおりとする。

- (1) 総 会 理事の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成で議決する。なお、賛否同数の場合は議長の決定に委ねる。
- (2) 理 事 会 本会の理事を持って構成し、本会活動に関する事項を協議するとともに地区育成会の意思統一と連絡調整をはかる。
- (3) 常任理事会 会長、副会長、部会長、ブロック長、広報室長、副部会長、及び常任理事で構成し、総会に付議する議案の決定、代表役員会から提出された要項の審議、その他、必要事項の処理を行う。
- (4) 代表役員会 会長、副会長、部会長、ブロック長、広報室長で構成し、会長が必要と認めたときに召集し、本会活動の方針について審議するとともに、本会事業の円滑な運営をはかるための調整を行う。
- (5) 部 会 部会ごとに部会長または会長が召集し、担当する事業活動の具体的な企画・運営内容について協議する。
- (6) ブロック会議 各ブロックの幹事地区が会議(年 1 回以上)を召集し、地域に即した活動及び子ども会発展のための情報交換などを行う。

(総会)

#### 第 12 条

総会は、本会の最高決議機関で本会の理事をもって構成し、年 1 回開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、または理事の 1/3 以上の賛同あるときは、臨時に開くことができる。

2 総会は会長がこれを招集し、議長は出席会員の中から選出する。

3 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 役員の変更並びに承認
- (3) 事業計画の承認
- (4) 予算および決算の承認
- (5) その他、会長の付議した事項

(部会・広報室)

#### 第 13 条

本会の事業推進の円滑化をはかるため、下記各号の部会・広報室を置き、その構成は理事をもってあてる。

- (1) 総務・渉外部会
- (2) 育成部会（シニアリーダーズクラブならびにジュニアリーダーズクラブを含む）
- (3) 事業部会
- (4) 交流事業専門部会
- (5) 広報室

- 2 各部会・広報室の主な任務は下記各号のとおりとする。
- (1) 総務・渉外部会 青少年育成各種団体および行政機関との連携協力について調整するとともに、ほかの専門部会に属さない事項、および地区育成会の育成者・指導者の資質向上をはかるための事業を担当する。
  - (2) 育成部会 地区育成会に加盟する単位子ども会、及びシニアリーダーズクラブ・ジュニアリーダーズクラブの育成・充実を図るための事業を担当する。
  - (3) 事業部会 各種青少年育成団体の主催する事業を含む事業を通じて地区育成会の活性化・充実を図るための事業を担当する。
  - (4) 交流事業専門部会 姉妹都市（熊本市）青少年育成交流事業および、友好都市（結城市）親善大使事業を主に担当する。
  - (5) 広報室 本会活動の広報活動を通じて広く本会事業の目的の啓発活動を担当する。
- 3 特別部会 福井市子ども会育成連合会の事業において会長が特に必要と認めた場合は、特別部会を設置しその事業を実施することができる。

（事務局）

第14条

本会の事務局を、福井市教育委員会事務局青少年課内に置き、本会運営の事務をつかさどる。

（会計）

第15条

本会の経費は、会費・補助金・交付金および寄付金をもってこれにあてる。

2 会費の額は、前年度1月現在の自治会登録世帯を基準に算出するものとする。

3 額の計算は、地区毎に登録世帯数×6円に8,000円を加え、100円未満を切り捨てた額とする。

第16条

本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終る。

（細則）

第17条

この規約の施行に関し必要な事項は、常任理事会の決議によりこれを定めることができる。

（規約の改正）

第18条

この規約の改正は、総会において出席理事の過半数の賛成をもって行う。

付則1 この規約は、昭和37年12月1日から施行する。

2 昭和44年5月22日改正

3 昭和55年5月14日改正

- 4 昭和 59 年 5 月 17 日改正
- 5 昭和 60 年 5 月 16 日改正
- 6 昭和 62 年 5 月 16 日改正
- 7 平成 3 年 5 月 12 日改正
- 8 平成 9 年 5 月 10 日改正
- 9 平成 10 年 5 月 9 日改正
- 10 平成 11 年 4 月 16 日改正
- 11 平成 12 年 4 月 14 日改正
- 12 平成 14 年 3 月 14 日改正
- 13 平成 18 年 2 月 2 日改正
- 14 平成 20 年 4 月 13 日改正
- 15 平成 22 年 4 月 17 日改正
- 16 平成 27 年 4 月 16 日改正
- 17 平成 28 年 4 月 14 日改正
- 18 平成 30 年 4 月 12 日改正
- 19 平成 31 年 4 月 15 日改正

## 福井市子ども会育成連合会副会長代理規程

(目的)

### 第1条

この規程は、福井市子ども会育成連合会（以下「連合会」という。）規約第17条の規定に基づき、規約第9条第2号に規定する副会長の代理順序について定めることを目的とする。

(会長が代理順序を定める方法)

### 第2条

連合会規約第9条第2号の定めに基づき、会長が予め副会長の代理順序を定める場合は、書面によるものとし、常任理事会において承認を受けるものとする。

(副会長の代理順序)

### 第3条

会長が前条による代理順序を定めないときは、下記に規定する順序とする。

- (1) 総務・渉外部会担当副会長
- (2) 事業部会担当副会長
- (3) 育成部会担当副会長
- (4) 交流事業専門部会担当副会長
- (5) 広報室担当副会長
- (6) ブロック担当兼福井県子ども会育成連合会担当副会長
- (7) 福井県子ども会育成連合会担当副会長

(規程の改正)

### 第4条

この規程は、連合会規約第11条第3号に規定する常任理事会において、出席者の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

(附則)

- 1 この規程は平成14年3月14日より施行する。
- 2 平成27年4月16日改正
- 3 平成28年4月14日改正

## 福井市子ども会育成連合会役員選考規程

(目的)

### 第1条

この規程は、福井市子ども会育成連合会（以下「連合会」という。）規約第7条第2項の規定に基づき、連合会役員を選考方法について定めることを目的とする。

(選考委員会)

### 第2条

役員を選考にあたっては、連合会規約第5条に規定する部会長、副部会長、広報室長、ブロック長より、会長が7名の選考委員を指名し、指名された委員をもって選考委員会を構成する。選考委員会は、新理事の中から翌年度の会長、副会長および監事候補を選考し、総会の承認を得て決定する。なお、選考委員会の委員長は会長が指名するものとする。

(部会長等の選考)

### 第3条

連合会規約第5条に定める部会長、副部会長、広報室長、常任理事は、前条による選考委員会において候補者を選考し、会長の承認を得て決定する。  
また、広報室長は連合会理事の中より副室長を1名指名することができる。

(ブロック長の選考)

### 第4条

連合会規約第5条に定めるブロック長は、その年度の各ブロック幹事地区の推薦により各ブロックの連合会理事の中から選出し、会長の承認を得て決定する。

(規程の改正)

### 第5条

この規程は、連合会規約第11条第3号に規定する常任理事会において、出席者の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

(附則)

- 1 この規程は平成14年3月14日より施行する。
- 2 平成18年1月17日改正
- 3 平成27年4月16日改正



## 福井市子ども会育成連合会表彰規程

(目的)

### 第1条

福井市子ども会育成連合会（以下「連合会」という。）規約第17条の規定により、連合会活動の振興および青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(被表彰者または被表彰団体)

### 第2条

この規定により表彰する個人または団体は、下記各項の区分ごとに表彰するものとする。

- (1) 優良子ども会 子ども会の活動が5年以上に亘り、活発、自主的、内容の充実等、他の子ども会の模範となるもの。
- (2) 青少年健全育成功労者 福井市または地区育成会において、青少年の育成活動に5年以上、継続して貢献し、その功績が顕著なもの。
- (3) 青少年活動指導者功労者 青少年団体活動の指導者として、5年以上継続して活動し、その活動が顕著なもの。
- (4) 優秀リーダー 子ども会および育成会において、おおむね5年以上、青少年リーダーとして、その行為が特に他の模範となる25歳以下のもの。
- (5) 特別功労者

(表彰推薦方法)

### 第3条

各地区育成会長は、第2条各項に該当すると認められるものを連合会長宛て提出する。ただし申し込み用紙、締め切り期日については、連合会長よりその都度連絡する。

2 当該推薦者は、各表彰区分とも1地区3名以内とする。

(選考会)

### 第4条

選考は、連合会の役員で構成する選考会で行う。

(表彰)

### 第5条

表彰は連合会長が行うものとし、当該表彰者（団体）には、表彰状と記念品を贈る。

(その他)

### 第6条

他の機関、団体から表彰推薦の依頼があったときは、連合会の当該表彰者（団体）の中から連合会長が推薦するものとする。

(附則)

- 1 この規程は昭和57年5月1日から施行する。
- 2 昭和63年1月14日改正

- 3 平成 3 年 5 月 12 日改正
- 4 平成 14 年 3 月 14 日改正
- 5 平成 15 年 4 月 11 日改正
- 6 平成 27 年 4 月 16 日改正

## 福井市子ども会育成連合会理事推薦規程

### (目的)

#### 第1条

この規程は、福井市子ども会育成連合会（以下「連合会」という。）規約第6条第1項の規定に基づき、連合会理事（以下「理事」という。）の地区育成会からの推薦方法について定めることを目的とする。

### (推薦方法)

#### 第2条

地区育成会の会長は理事とする。また、地区育成会からの理事の推薦にあたっては、原則として、地区育成会会長が理事を2名まで推薦できる。（ただし、理事の数が3名の場合は1名以上を女性とするよう努める）また、福井市子ども会育成連合会の役員選考委員会において、同連合会の組織強化のために必要と認めた場合は、福井市子ども会育成連合会推薦理事として、地区育成会に対して要請することができる。

### (規程の改正)

#### 第3条

この規程は、連合会規約第11条第3号に規定する常任理事会において、出席者の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

### (附則)

- 1 この規程は平成18年1月17日より施行する。
- 2 平成20年3月25日改正
- 3 平成27年4月16日改正

## 福井市子ども会育成連合会慶弔内規

### (目的)

#### 第1条

この規程は福井市子ども会育成連合会（以下「連合会」という。）規約第17条の規程に基づき、連合会構成員に慶弔事由が生じたときに、連合会の名において慶弔の意をあらわす場合の基準を定めることを目的とする。

### (慶弔の範囲及び金額)

#### 第2条

連合会の名において慶弔の意をあらわす場合は下記各項に定めるとおりとする。

- (1) 規約第5条に規定する連合会組織の役員または規約第10条に規定する顧問・参与・専門委員が死亡した場合は、香料10,000円と花環または生花を贈る。
- (2) 規約第5条に規定する連合会組織の役員または規約第10条に規定する顧問・参与・専門委員の同居の父母、配偶者または子が死亡した場合は、香料10,000円または花環を贈る。
- (3) 規約第5条に規定する連合会組織の役員または規約第10条に規定する顧問・参与・専門委員が3週間を超えて入院した場合は、見舞金5,000円を贈る。

### (例外規定)

#### 第3条

その他、特に必要と認められるとき、または緊急を要する場合は会長に一任し、その都度事務局が処理する。ただし、後日常任理事会の承認を得ることとする。

### (内規の改正)

#### 第4条

この内規は、規約第11条第3号に定める常任理事会において出席者の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

### (附則)

- 1 この規程は平成14年4月14日より施行する。
- 2 平成27年4月16日改正

## ブロック区割表

Aブロック		Bブロック		Cブロック		Dブロック		Eブロック	
1	順化育成会	1	安居育成会	1	豊育成会	1	岡保育育成会	1	鷹巣育成会
2	和田育成会	2	清水西育成会	2	清明育成会	2	河合育成会	2	鶉育成会
3	松本育成会	3	社北育成会	3	木田育成会	3	東藤島育成会	3	棗育成会
	宝永育成会		足羽育成会		六条育成会		森田育成会		国見育成会
	春山育成会		清水東育成会		麻生津育成会		明新育成会		殿下育成会
	啓蒙育成会		社南育成会		文殊育成会		中藤島育成会		大安寺育成会
	日之出育成会		東安居育成会		東郷育成会		円山育成会		越廼育成会
	旭育成会		清水南育成会		酒生育育成会		日新育成会		宮ノ下育成会
			社西育成会		一乗育成会		西藤島育成会		本郷育成会
			湊育成会		上文殊育成会				
			清水北育成会		美山育成会				

- ※ 幹事地区（輪番制）の順番は平成29年度までは確定していますが、それ以降は各ブロック合議にて決定し、各ブロック長は市子連会長へ報告することとする。報告を受けた会長は常任理事会を招集し、改正の審議を行い総会にてその順番を決定する。
- ※ 幹事地区の順番は該当地区の合意により変更することが出来る。ただし、その変更はその年度のみとし、次回の輪番には影響しないこととする。

## 福井市子ども会育成連合会 育成指導者地区研修費交付要綱

### 1 (目的)

この要綱は福井市子ども会育成連合会の会員地区の指導者および育成者の資質の向上を図るため、指導者・育成者研修活動を実施する地区に対して育成指導者地区研修費を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 (交付の対象とする研修活動)

この要綱に定める交付の対象とする研修活動は、各地区子ども会育成者等の指導力の向上を目的にブロック内で実施する意見交換会・研修会等とする。

### 3 (交付金の額)

育成指導者地区研修費の額は、ブロックにつき年間2万円（事業費が2万円を超えない場合はその額（千円未満の端数は切り捨て））を上限とする。

### 4 (交付の申請)

育成指導者地区研修費の交付を受けようとするブロック長は、研修活動等実施の1ヶ月以前に、別に定める育成指導者地区研修費交付申請書により福井市子ども会育成連合会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

### 5 (終了報告)

ブロック長は、研修活動等を終了した場合、終了後1ヶ月以内に、別に定める育成指導者地区研修終了報告書により会長に報告しなければならない。

### 6 (地区研修費の交付)

会長は、上記の報告書を受領し、内容審査の結果支障がない場合は、交付決定した額の地区研修費を交付するものとする。

年 月 日

福井市子ども会育成連合会 会長 殿

ブロック  
ブロック長 印

### 育成指導者地区研修費交付申請書

下記の育成指導者研修活動について、育成指導者地区研修費の交付を受けたいので関係書類（企画書・案内文等）を添えて申請します。

#### 記

研修活動の名称

実施予定日時 年 月 日

参加予定人数 人

事業費（予定） 円

交付申請額 円

年 月 日

福井市子ども会育成連合会 会長 殿

ブロック  
ブロック長 ⑩

### 育成指導者地区研修終了報告書

年 月 日付、育成指導者地区研修費交付申請書に基づく研修活動が終了したので、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

#### 記

研修活動の名称

実施日時 年 月 日

参加人数 人

事業費 円

交付の額 円

(別紙) ※活動案内文(事業報告書)など実施内容が分かるものを添付してください。

研修活動の内容(写真等)

事業費内訳

(例)

会場費

講師謝礼

お茶代等

資料印刷代

その他